

条例等項目新旧比較（概要）

章	節	現行項目	現行 条文	現行	改正案
総則					
		目的	1	この条例は、卸売市場法に基づき市場の業務の運営、施設の管理その他必要な事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。	この条例は、市場の設置及び施設の管理について定めるとともに、卸売市場法に基づき本市が行う市場の業務の方法及び取引参加者の市場における業務に関し遵守すべき事項を定め、市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその流通の円滑化を図ることで安定的に生鮮食料品等を供給する市場の重要な役割を果たし、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。
		定義		—	・「卸売業者」、「卸売の業務」、「仲卸業者」、「仲卸しの業務」、「売買参加者」等を定義する。
		市長の責務		—	・前条の目的を達成するために、安定的に市場を運営するとともに、取引参加者の市場における連携強化のための取組みの促進等、市場の活性化のための措置を講じるよう努めなければならない。 ・市場における取引の状況を把握し、公正かつ効率的な取引が行われるよう取引参加者を指導し、取引秩序が維持されるよう監督しなければならない。 ・市場の業務運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。
		卸売業者の役割		—	・市民等の需要を満たすために必要な生鮮食料品を、市場に安定的に集荷するよう努めなければならない。 ・集荷した生鮮食料品を、仲卸業者を通じた適切な分荷により、市民等に効率的に供給するよう努めなければならない。 ・せりの実施その他の方法により、生鮮食料品の公正な価格形成に努めなければならない。

章	節	現行項目	現行 条文	現行	改正案
		仲卸業者の役割		—	・市場で卸売を受けた生鮮食料品を、市民等の需要に応じて適切に分荷し、市民等に効率的・安定的に供給するよう努めなければならない。 ・せりへの参加その他の方法により、生鮮食料品の公正な価格形成に努めなければならない。
		売買参加者の役割		—	・せり又は入札の方法により、生鮮食料品の公正な価格形成に努めなければならない。
		市場の名称、位置及び面積	2	・本場・東部市場・南港市場の位置及び面積を定める。	・本場・東部市場・南港市場の位置及び面積を定める。 ・市場の取引を円滑に行うための各種施設を設置する。
		取扱品目	3	・本場・東部市場に青果部、水産物部、加工食料品部を置く。 ・南港市場に食肉部を置く。	・本場に青果部、水産物部、加工食料品部を置く。 ・東部市場に青果部、水産物部を置く。 ・南港市場に食肉部を置く。
		開場の期日	4	・市場は、休日（日曜日・祝日・年末年始）を除き、毎日開場する。 ・市長は、臨時の休開場日を定めることができる。	現行どおり
		開場の期間	5	・本場・東部市場・南港市場の開場時間を定める。 ・卸売開始時刻・卸売終了時刻は、開場時間の範囲内で市長が定める。	・本場・東部市場・南港市場の開場時間を定める。

市場関係事業者

卸売業者

		卸売業者の許可		—	・卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 ・卸売業者の許可は、市場及び部類ごとに行う。 ・許可の基準は、現行の卸売市場法の規定を基本とする。
		卸売場等の使用許可		—	・卸売の業務を行う許可を受けた者は、使用する市場の施設について、市長に使用許可を受けなければならない。
		純資産額		—	・卸売業者の許可の基準となる純資産額は、別に定める。
		純資産等の報告		—	・卸売業者は、定期的に純資産額等の報告を行わなければならない。
		卸売業務の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割		—	・卸売業務に係る事業譲渡、法人の合併・分割をする場合は、市長の認可を受けなければ、卸売業者の地位を承継しない。

章	節	現行項目	現行 条文	現行	改正案
		名称変更等の届出		—	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、業務の開始・休止・再開・廃止、名称・所在地、資本金・役員等を変更したときは、その旨を市長に届け出なければならない。 ・卸売業者が解散したときは、その旨市長に届け出なければならない。
		卸売業務の許可の取消し		—	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、卸売業者が許可の欠格事由に該当するときは、卸売業務の許可を取り消す。 ・市長は、正当な理由のない業務休止その他の理由があるときは、卸売業務の許可を取り消すことができる。
		卸売業者の事業年度		—	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者の事業年度は、4月から翌年3月又は4月から9月まで及び10月から翌年3月までとする。ただし、市長に届け出た場合はこの限りでない。
		卸売業者の事業報告書の作成等		—	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。 ・卸売業者は、事業報告書の閲覧の申出があった場合は、正当な理由がある場合を除き、貸借対照表及び損益計算書を閲覧させなければならない。
		卸売業者の数の最高限度	6	・本場・東部市場・南港市場の部類ごとの卸売業者数の最高限度を定める。	廃止
		保証金の預託	7	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売の業務許可から1月以内に保証金を本市に預託しなければならない。 ・保証金預託後でなければ、卸売業務を開始できない。 	現行どおり
		保証金の額等	8	<ul style="list-style-type: none"> ・保証金額の範囲を定める。 ・保証金は有価証券で預託することができる。 	現行どおり
		保証金の追加預託	9	・卸売業者は、保証金に不足が生じたときは、不足分を本市に追加して預託しなければならない。	現行どおり
		保証金の充当	10	・保証金は、本市の使用料や販売委託料に優先的に充当することができる。	廃止
		保証金の返還	11	・保証金は、卸売業者が資格喪失してから60日以上経過後に返還する。	廃止

章	節	現行項目	現行 条文	現行	改正案
		せり人の登録	12	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、卸売のせり人について市長の登録を受けなければならない。 ・一定の欠格事由に該当する者は、市長の登録を受けることができない。 ・市長は、経験又は能力の認定のため、試験を行う。 ・市長は、登録したせり人に登録証を交付する。 ・せり人登録の有効期間は5年を原則とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、卸売のせり人について市長の登録を受けなければならない。 ・一定の欠格事由に該当する者は、市長の登録を受けることができない。 ・市長は、登録したせり人に登録証を交付する。 ・せり人登録の有効期間は5年を原則とする。
		せり人の登録の更新	13	<ul style="list-style-type: none"> ・登録有効期間満了後も引き続き卸売のせりを行わせるときは、せり人登録の更新を受けなければならない。 ・更新の基準は、登録時の基準を準用する。 	現行どおり
		せり人の登録の取消し	14	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、せり人が欠格事由に該当したときは、せり人登録を取り消す。 	現行どおり
		せり人の登録の消除	15	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、せり人の登録を取り消したとき、有効期間が満了したとき等は登録を消除する。 	現行どおり
		登録証の携帯等	15の2	<ul style="list-style-type: none"> ・せり人は卸売のせりに従事するときは、登録証を携帯し、記章を着用する。 	現行どおり
		卸売業者の行う卸売の代行	15の3	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、市長の承認を受けて、卸売販売の委託をした生産者等に卸売を代行させることができる。 	現行どおり
仲卸業者					
		仲卸業者の数の最高限度	16	<ul style="list-style-type: none"> ・本場・東部市場・南港市場の部類ごとの仲卸業者数の最高限度を定める。 ・加工食料品部には仲卸を置かない。 	廃止

章	節	現行項目	現行 条文	現行	改正案
		仲卸業者の許可	17	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 ・仲卸業者の許可は、市場及び部類ごとに行う。 ・次に該当する場合は、許可を受けることができない。 ①破産者で復権を得ない者であるとき ②市場法による罰金刑から3年以内であるとき ③許可取消から3年以内であるとき ④適確に仲卸の業務を遂行できる知識・経験・資力信用がないと認められるとき ⑤卸との兼業、卸・仲卸との役員・使用人との兼務をしているとき ⑥法人の役員が①・②・③・⑤に該当するとき ⑦仲卸の業務の事業計画が適切でない、その遂行が確実と認められないとき ⑧仲卸業者数が最高限度数を超えるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の認定を受けなければならない。 ・仲卸業者の認定は、市場及び部類ごとに行う。 ・認定の基準は、現行の条例の規定を基本とする。
		仲卸売場等の使用許可		—	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸しの業務を行う認定を受けた者は、使用する市場の施設について、市長に使用許可を受けなければならない。
		保証金	18	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸の業務許可から1月以内に保証金を本市に預託しなければならない。 ・保証金預託後でなければ、仲卸業務を開始できない。 ・保証金額の範囲を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸の業務の認定から1月以内に保証金を本市に預託しなければならない。 ・保証金預託後でなければ、仲卸業務を開始できない。 ・保証金の額は別に定める。
		仲卸業務の許可の取消し	19	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、仲卸業者が許可の欠格事由に該当するときは、仲卸し業務の許可を取り消す。 ・市長は、正当な理由のない業務休止その他の理由があるときは、仲卸し業務の許可を取り消すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、仲卸業者が認定の欠格事由に該当するときは、仲卸し業務の認定を取り消す。 ・市長は、正当な理由のない業務休止その他の理由があるときは、仲卸し業務の認定を取り消すことができる。
		仲卸業者の事業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割	20	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業務に係る事業譲渡、法人の合併・分割をする場合は、市長の認可を受けなければ、仲卸業者の地位を承継しない。 	現行どおり
		仲卸業者の相続	21	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人が、被相続人の仲卸し業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。 	現行どおり

章	節	現行項目	現行 条文	現行	改正案
		名称変更等の届出	22	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者は、業務の開始・休止・再開・廃止、名称・所在地、資本金・役員等を変更したときは、その旨を市長に届け出なければならない。 ・仲卸業者が死亡・解散したときは、その旨市長に届け出なければならない。 	現行どおり
		仲卸業者の事業年度	23	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者の事業年度は、法人は年度、個人は暦年とする。ただし、市長に届け出た場合はこの限りでない。 	現行どおり
		事業報告書の提出	24	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、事業年度経過後90日以内に事業報告書を市長に提出しなければならない。 	現行どおり
売買参加者					
		売買参加の承認	25	<ul style="list-style-type: none"> ・売買参加者になろうとする者は、市長の承認を受けなければならない。 ・売買参加者の承認は、市場及び部類ごとに行う。 ・次に該当するときは承認されない。 <ul style="list-style-type: none"> ①破産者で復権を得ない者であるとき ②承認取消から1年以内であるとき ③卸売の相手方として必要な知識・経験・資力信用がないと認められるとき ④卸・仲卸業者との兼業、卸・仲卸業者との役員・使用人との兼務をしているとき ⑤市場の適正取引・健全運営確保のため不相当であると認められるとき ⑥法人の役員が①・②・④・⑤に該当するとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・売買参加者の業務を行おうとする者は、市長の認定を受けなければならない。 ・売買参加者の認定は、市場及び部類ごとに行う。 ・認定の基準は、現行の条例の規定を基本とする。
		売買参加の承認の取消し	26	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、売買参加者が承認の欠格事由に該当ときは、売買参加の承認を取り消す。 ・市長は、売買参加者が市場の適正取引・健全運営確保のため不相当となったときは、売買参加の承認を取り消すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、売買参加者が認定の欠格事由に該当ときは、売買参加の認定を取り消す。 ・市長は、売買参加者が市場の適正取引・健全運営確保のため不相当となったときは、売買参加の認定を取り消すことができる。

章	節	現行項目	現行 条文	現行	改正案
		名称変更等の届出	27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買参加者は、業務の廃止、名称・所在地等を変更したときは、その旨を市長に届け出なければならない。 ・ 売買参加者が死亡・解散したときは、その旨市長に届け出なければならない。 	現行どおり
関連事業者					
		関連事業者の数の最高限度	27の2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連事業者数の最高限度は、市長が定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連事業について、卸売業者・仲卸業者以外の者が行う市場の機能充実に資する業務・市場利用者に便益を提供する業務と定義する。 ・ 関連事業者数の最高限度は、業務の種類ごとに規則で定める。
		関連事業の許可	28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連事業者になろうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 ・ 以下に該当するときは許可されない。 <ul style="list-style-type: none"> ①破産者で復権を得ない者 ②市場法による罰金刑から3年以内 ③許可取消から3年以内 ④適確に関連事業の業務を遂行できる知識・経験・資力信用がない ⑤関連事業者数が最高限度を超える 	廃止
		関連事業に係る施設の使用許可	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連事業を行おうとする者は、使用する市場の施設について、市規則で定めるとおり市長に使用許可を受けなければならない。 ・ 以下に該当するときは許可されない。 <ul style="list-style-type: none"> ①公安・風俗を害するおそれがある ②建物・附属設備を損傷するおそれがある ③管理上支障がある ④関連事業者数が最高限度を超える ⑤その他市長が不相当と認める

章	節	現行項目	現行 条文	現行	改正案
		保証金	29	<ul style="list-style-type: none"> ・関連事業の業務許可から1月以内に保証金を本市に預託しなければならない。 ・保証金預託後でなければ、関連事業者の業務を開始できない。 ・保証金額の範囲を定める。 ・保証金の預託等の卸売業者の規定を準用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の使用許可から1月以内に保証金を本市に預託しなければならない。 ・保証金預託後でなければ、関連事業者の業務を開始できない。 ・保証金の額は別に定める。 ・保証金の預託等の卸売業者の規定を準用する。
		関連事業の許可の取消し	30	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、関連事業者が欠格事由に該当したときは、関連事業の許可を取り消す。 ・市長は、正当な理由のない業務休止その他の理由があるときは、関連事業の許可を取り消すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、関連事業者が以下に該当するときは、施設の使用許可の取消し等ができる。 ①偽り・不正な手段により許可を受けたと判明したとき ②欠格事由に該当したとき ③条例違反・条例に基づく指示に従わないとき
		関連事業の規制	31	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、必要に応じて関連事業者の業務に指示等を行うことができる。 	廃止
		準用規定	32	<ul style="list-style-type: none"> ・仲卸業者の名称変更等の届出規定を準用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・売買参加者の名称変更等の届出規定を準用する。
売買取引及び決済の方法					
		売買取引の原則	33	<ul style="list-style-type: none"> ・市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。 	現行どおり
		売買取引の条件の公表	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、営業日・営業時間・卸売開始時刻・卸売終了時刻、取扱品目、物品の引渡しの方法、委託手数料、出荷者又は買受人が負担する費用、支払期日・支払方法、奨励金等をインターネットの利用その他適切な方法で公表しなければならない。
		売買取引の方法	34	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、物品の区分に応じた売買取引の方法により卸売を行う。 1号物品 全量せり又は入札 2号物品 一定割合をせり又は入札 3号物品 せり若しくは入札又は相対 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、せり若しくは入札又は相対により卸売を行う。 ・仲卸業者、売買参加者以外の者は、せり又は入札に参加することができない。
		売買取引の単位	規則41	<ul style="list-style-type: none"> ・売買取引の単位は重量による。 	現行どおり
		決済の方法	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者は、条例で定める支払方法・支払期日で決済しなければならない。 ・特約により期日を定めることも可能とする。 ・卸売業者は、決済方法を公表しなければならない。

章	節	現行項目	現行 条文	現行	改正案
		残高試算表の提出	規則7	・市長は、必要と認めるときは、卸売業者に対し、残高試算表を提出させることができる。	現行どおり
		卸売業者の業務の規制	35	・卸売業者は、開設区域内において小売等を行う場合は、市長の承認を受けなければならない。	廃止
		差別的取扱いの禁止	36	・卸売業者は、出荷者、仲卸業者、売買参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。	・卸売業者は、出荷者、仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。
		受託拒否の禁止	36	・卸売業者は、卸売のための販売の委託の申し込みがあった場合には、正当な理由がなければ拒んではならない。	現行どおり
		第三者販売の禁止	37	・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。 ・ただし、残品を生ずるおそれがある場合など市長が許可した場合などはこの限りでない。 ・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしたときは、市長に報告しなければならない。	・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしたときは、市長に報告しなければならない。
		食肉部の卸売	38	・食肉部の卸売業者は、解体・卸売の委託を受ける。 ・牛・豚の枝肉は、格付を受けた冷と体で卸売をする。	現行どおり
		商物一致の原則	39	・卸売業者は、市場外にある物品の卸売をしてはならない。 ・ただし、市長が指定する場所にある物品の卸売をする場合などはこの限りでない。	・卸売業者は、卸売市場に搬入しない物品の卸売結果を市長に報告しなければならない。
		自己買受の禁止	40	・卸売業者は、卸売の相手方として生鮮食料品等を買ってはならない。	廃止
		卸売業者の買戻し・再上場	規則52	・卸売業者は、卸売をした物品について、仲卸業者、売買参加者から販売の委託を受け、又は買ってはならない。	廃止
		受託契約約款及びその掲示	41	・卸売業者は、受託契約約款を定め、市長の承認を受けなければならない。	廃止
		受託物品の検収	42	・卸売業者は、受託物品の受領に当たり確実に検収する。 ・卸売業者は、検収で受託物品の異状を認めたときは、その旨を物品受領通知書等に付記し、その状況を速やかに委託者に報告しなければならない。	廃止

章	節	現行項目	現行 条文	現行	改正案
		卸売をした生鮮食料品等 を買い受けた者の明示及 び引取り	43	・卸売業者は、卸売をした物品の買受人が明らかになるよう に措置しなければならない。 ・買受人は、卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければ ならない。	廃止
		仲卸の委託販売の禁止	44	・仲卸業者は、物品の販売の委託の引受けをしてはならな い。	廃止
		直荷引きの禁止	44	・仲卸業者は、市場の卸売業者以外の者から物品を買い入れ て販売してはならない。 ・ただし、市場の卸売業者から仕入れることが困難なものを 販売する場合で市長が許可した場合等はこの限りでない。 ・仲卸業者は、市場の卸売業者以外の者から物品を買い入れ て販売したときは、市長に報告しなければならない。	・仲卸業者は、市場の卸売業者以外の者から物品を買い入れ て販売したときは、市長に報告しなければならない。
		仲卸業者の業務の規制	45	・仲卸業者は、開設区域内において小売等を行う場合は、市 長の承認を受けなければならない。	廃止
		売買取引の制限	46	・市長は、せり、入札による卸売について不正な行為があっ た場合、その売買を差し止めることなどができる。	現行どおり
		せり人の禁止行為	47	・せり人は取引において、気脈を通じた処置・談合、取引関 係者からの金品等の利益の収受、その他公益を害する行為を 行ってはならない。	現行どおり
		有害物品の売買禁止	48	・何人も衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売 買の目的をもって所持してはならない。 ・市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又はその搬 出を命ずることができる。	現行どおり
		売買取引の結果等の報告	49	・卸売業者は、以下の事項について市長に報告しなければな らない。 ①主要な品目の卸売予定数量・主要な産地（毎開場日） ②主要な品目の卸売数量・主要な産地・卸売価格（毎開場 日） ③品目ごとの数量・卸売金額（毎月）	・卸売業者は、以下の事項について市長に報告しなければな らない。 ①主要な品目の卸売予定数量・主要な産地（毎開場日） ②主要な品目の卸売数量・主要な産地・卸売価格（毎開場 日） ③品目ごとの数量・卸売金額（毎月） ④奨励金等の交付先・交付額

章	節	現行項目	現行 条文	現行	改正案
		卸売の記録の提出(販売原票)	規則45	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに品目、等級、せり売等に係る価格及び数量等を記載した販売原票を作成しなければならない。 卸売業者は、売買取引終了後、販売原票の電磁的記録を提出しなければならない。 	現行どおり
		卸売業者による卸売予定数量等の公表	50	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、以下の事項について公表しなければならない。 ①主要な品目の卸売予定数量・主要な産地（毎開場日） ②主要な品目の卸売数量・主要な産地・卸売価格（毎開場日） 	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、以下の事項についてインターネットの利用その他適切な方法で公表しなければならない。 ①主要な品目の卸売予定数量・主要な産地（毎開場日） ②主要な品目の卸売数量・主要な産地・卸売価格（毎開場日） ③委託手数料の受領額・奨励金等の交付額（毎月）
		開設者による卸売予定数量等の公表	51	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、毎開場日、以下の事項について卸売業者からの報告を受けて市場内の掲示・公表を行う。 ①主要な品目の卸売予定数量・主要な産地 ②前開場日の主要な品目の卸売数量・卸売価格 ③当日の主要な品目の卸売数量・主要な産地・卸売価格 	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、毎開場日、以下の事項について卸売業者からの報告を受けてインターネットの利用その他適切な方法で公表を行う。 ①主要な品目の卸売予定数量・主要な産地 ②前開場日の主要な品目の卸売数量・卸売価格 ③当日の主要な品目の卸売数量・主要な産地・卸売価格
		仕切金の翌日送付	52	卸売業者は、卸売の翌日（特約がある場合はその特約の期日）までに委託者に売買仕切書・売買仕切金を送付しなければならない。	廃止（決済条件は「決済の方法」で規定）
		委託手数料率の届出	53	卸売業者は、委託手数料の率を定めた場合は、市長に届出なければならない。	廃止
		委託手数料以外の報償の収受の禁止	54	卸売業者は、卸売のための販売の委託の引き受けについて、委託手数料以外の報酬を受けてはならない。	廃止
		売買仕切金の前渡し等の届出	54の2	卸売業者は、出荷者に売買仕切金の前渡し、出荷誘引のための資金貸付等をするときは、市長に届出なければならない。	廃止
		奨励金の交付の承認	55	卸売業者は、出荷奨励金・完納奨励金を交付するときは、市長の承認を受けなければならない。	卸売業者は、出荷奨励金・完納奨励金の交付状況を市長に報告しなければならない。
		買受代金の即時支払義務	56	買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しと同時に（支払猶予の特約がある場合はその特約の期日までに）、買受代金を支払わなければならない。	廃止（決済条件は「決済の方法」で規定）

章	節	現行項目	現行 条文	現行	改正案
		卸売代金の変更の禁止	57	・卸売業者は、正当な理由があると認められるときでなければ、卸売代金の額を変更してはならない。	現行どおり
		委託物品の当日販売	規則44	・卸売業者は、上場できる時まで受領した受託物品をその当日に販売しなければならない。	廃止
		卸売開始時刻以前の卸売の禁止	規則56	・卸売業者は、卸売開始時刻以前に卸売をしてはならない。 ・ただし、緊急に出港する船舶に生鮮食料品等を供給する必要がある場合等で市長が承認したときは、この限りでない。	廃止
卸売の業務に関する品質管理					
		生鮮食料品等の品質管理の方法	57の2	・市長は、取扱品目の部類及び卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る生鮮食料品等の品質管理の方法として、次に掲げる事項を定める。 ①施設における生鮮食料品等の取扱品目 ②施設内の設定温度及び温度管理に関する事項 ③品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項 ④その他卸売の業務に係る生鮮食料品等の品質管理の高度化を図るために必要な事項 ・卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、市長が定める方法により、生鮮食料品等の品質の管理を行わなければならない。	現行どおり
市場運営協議会					
		市場運営協議会	64	・市場の業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、本場・東部市場運営協議会、南港市場運営協議会を置く。	現行どおり
市場取引委員会					
		市場取引委員会	64の2	・市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、市場・部類ごとに市場取引委員会を置く。	廃止 (市場活性化委員会(仮称)を設置する。)